



さかもと

横浜市立坂本小学校

さわやかに かがやいて もくひょうもって ともにあゆもう

<http://www.edu.city.yokohama.lg.jp/school/es/sakamoto/>

## いじめを許さない学校づくり

児童支援専任 富内 渉

2013年6月28日にいじめ防止対策推進法が公布され、同年9月28日に施行されました。この法律は、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することの必要性から制定されました。この法律において、「いじめ」とは、『児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう』と定義されています。

この法律の施行を受けて文部科学省から、「いじめの防止等のための基本的な方針」が示されました。ここでは、「個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。」とされています。

なお、本校においても2014年1月に「いじめ防止基本方針」策定しています。これをもとに、まず、いじめが起きないような学校風土を作り上げていくことを目指します。そして、児童や保護者から「心身の苦痛を感じている」という訴えがあった場合、組織的な判断のもと、いじめられた児童の立場に立って、きちんといじめとして認知し、迅速に対応していきます。つまり、いじめをした側の「ふざけていただけ。」「悪気はない。」「ただの遊び。」「お互い様だ。」という言い分を認めていじめを隠したり軽視したりすることはありません。直ちに、いじめたとされる児童に対して、事情を確認した上で適切に指導し、家庭にも連絡します。また、いじめを見ていて笑っていたり、はやし立てたりしていることや、いじめがあることを知っていて見て見ぬふりをしていたり、傍観していたりすることは、たとえ直接いじめを行ってなくても、いじめる行為と同様に許されないという意識をしっかりと身につけることができるように指導していきます。また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるということを見聞に伝えていくとともに、勇気をもっていじめを知らせてきた児童の安全は学校全体で守っていきます。

さて、本校におけるいじめの認知件数は、昨年度の前期9件、今年度の前期5件となっています。数としては減っていますが、それが、いじめを許さない一人ひとりの意識が育まれていることを意味しているのかどうかは、しっかりと見極める必要があります。いじめの件数が少なければ良しとしたり、いじめの件数を0にしようということを標榜したりすることは、いじめを隠すことにつながりかねません。「いじめはどの子どもにも、どの教室にも起こりうる」という意識をしっかりと持って、いじめの問題に取り組んでいきたいと考えています。

学校では、様々な教育活動を通して、全ての児童に「いじめは決して許されない」「いじめは卑怯な行為である」ということを伝え続けます。同時に、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養っていくことができるように、日々の授業や行事の改善を図っていきます。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育ていけるように、学校カウンセラーとも連携をとりながら、児童を支援していきます。そして、全ての児童が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりこそが、いじめの未然防止につながるという観点から日々の教育活動の充実を目指していきます。